

おだわら

編集発行 小田原市役所広報課 〒250 小田原市萩塙300番地

昭和61年

3月

人口	世帯	(2月1日現在)
186,323人	56,398世帯	(前月比+15人)

そこで、このたび本市の行
政改革推進委員会及び市内
組織として行政改革推進本部
あります。

N.431



小田原市長

山橋敬一郎

本市は、昭和四十年代後半のオイルショックによる財政危機を回避するため、昭和五十年に行政緊急対策本部を設置してこの事態に対処するとともに、昭和五十二年にはこれを改組強化して小田原市行財政研究委員会とし、以来行政研究会議とし、以来今日まで行財政全般にわたって事務事業の見直し及び組織・機構の簡素効率化を図ってきました。しかしながら、低成長時代を迎えた今日、国・地方を問わず行財政の運営はますます厳しさを増しており、二十世紀へ向けて本市の新しい代を迎えていくため、英知を結集し、幅広く行政運営の改革を推進する母体として、市民代表による小田原市行政改革推進委員会及び市内組織として行政改革推進本部があります。

市では、本市の行政運営の改革を推進するため、市民代表による「小田原市行政改革推進委員会」及び市内組織としての「行政改革推進本部」を設置して、本市行政の各分野にわたって調査研究を進めてきました。その結果、行政改革推進委員会からは昨年九月の第一次答申に引き続き、十二月に第二次答申としてその具体的な指針が示されました。この答申の内容は本紙一月号で紹介しましたので、お読みになつたことと思います。市ではこれらの答申や調査研究に基づいて、行政改革大綱の策定を進めてきましたが、この度「小田原市行政改革の方針」としてまとまりましたので、今月号ではその全文を紹介します。

今後市では、この方針に基づいて、行政改革の諸施策を実施していくので、みなさんのご理解とご協力を願っています。

策定にあたつて

21世紀を目指した 活力あるまちづくりのために

小田原市行政改革の方針の構成

I 本市行政改革の基本的な考え方
II 改善の方策

〔行政サービスの適正化〕

- 各種事務事業の見直し
- 補助金交付の適正化
- 外部委託の推進
- OA機器導入の推進
- 受益と負担の適正化

〔給与と職員定数の適正化〕

- 給与の適正化
- 職員定数の適正化
- 職員の資質向上と職員参加の推進

〔組織の簡素化と運営の活性化〕

- 機構等の再編整備
- 支所機能等の見直し
- 審議会等の統廃合等
- 外郭団体の見直し

〔民間活力の導入と市民参加の方策〕

- 民間活力の導入
- 市民参加の方策

III 今後の財政運営

- 計画行政の円滑化の推進
- 地域経済の活性化による自主財源の確保
- 義務的経費の抑制
- 基金制度の充実
- 特別会計・企業会計の経営の健全化

IV 国・県に対する要望事項
1 国に対する要望事項
2 県に対する要望事項

「むすび」

以下お知らせ版の
2~3面に
続きます

行政改革の方針まとまる

本市行政改革の 基本的な考え方

を通じて、自治と連帶の地域社会を創造するため、開かれた行政を心掛けるとともに、行政への市民参加を促進する。

（1）各種事務事業の見直し

各種事務事業については、公平性、効率性等の観点から基づくおだわらのまちづくりを進めることで、新たに行政需要への対応を図る。

（2）21世紀を目指す複雑かつ多様化する行政需要に対処するため、行政の組織化を推進するため、行政の役割及び運営について簡素合理化を更に徹底し、新たな行政需要に対処し得るようその彈力性の確保に努力する。

（3）今後ますます複雑かつ多様化する行政需要に対処するため、行政の組織化を推進するため、行政の役割及び運営について簡素合理化を更に徹底し、新たな行政需要に対処し得るようその彈力性の確保に努力する。

（4）市民の自主的な活動

（5）自治体の行政改革を進めることで制約を受けていた第三水道事業において、第三水源地を無人化とともに、高田浄水場の集中管理体制を確立する。

（6）選挙公報の配布方法を、職員配布から新聞折り込みと

（7）公募の開催と評議會

（8）定期的取り組む事項

（9）行政施策の選択基準と行政

（10）業務のうち、一般相談の一

（11）部を非常勤嘱託で行う。

（12）国民健康保険料、清掃手数料等の収納方法については、

（13）職員が行っている市民相談

（14）業務のうち、一般相談の一

（15）部を非常勤嘱託で行う。

（16）事務指導の統一と事務改善

（17）の基礎的な資料とするため、執務指導書を作成する。

（18）市全体の業務委託の進ちょ

（19）く状況を勘案しながら、運

（20）転手付き公用車を段階的に

（21）廃止する。

（22）○交通災害共済制度について、

（23）社会情勢を見極めながら、

（24）その在り方を検討する。

（25）○公・私立の保育所及び幼稚園の今後の在り方について、

（26）総合的に検討する。

（27）○軽費老人ホームあしがり荘の今後の在り方について、

（28）社会情勢を見極めながら、

（29）その在り方を検討する。

（30）○市有施設の有効利用の観点から、小・中学校の空き教室を地域活動の場として活用する。

（31）○一部で実施している幼稚園の給食について、当該地域住民の理解を得ながら廃止を検討する。

（32）○市が行っている各種団体等の事務局事務を見直し、当該団体等の自立を促進する。

〔注〕本文中「当面の主な措置事項」とは、向こう三箇年程度で実施する事項です。

ながら、行政サービスの適正化に努める。

○下水道処理区域内の水洗化普及を図るために実施している水洗便所改造資金貸付制度を、銀行融資のあつせんに切り替える方向で検討する。

なお、行政改革については、企画政策課行政改革担当(☎325-1252)へお問い合わせください。

常的な活動においても、民主的、効率的・総合的な行政運営のためには、自治体の日在り方を追求する不断の努力が必要である。

このようなかでの組織対応としては、一つには、市民主体のまちづくりのための行政機能の充実強化であり、二つには、効率的な行政運営の推進を目指した行政の総合化・高度化である。さらに、適正かつ合理的な行政の実現が求められている現下の状況にかんがみ、組織の簡素化を含め、組織の簡素化を含めた行政の総合化・高度化である。さらに、適正かつ合理的な行政の実現が求められている現下の状況にかんがみ、組織の簡素化を含めた行政の総合化・高度化である。さらに、適正かつ合理的な行政の実現が求められている現下の状況にかんがみ、組織の簡素化を含めた行政の総合化・高度化である。さらに、適正かつ合理的な行政の実現が求められている現下の状況にかんがみ、組織の簡素化を含めた行政の総合化・高度化である。

（1）機構等の再編整備
（2）当面の主な措置事項
（3）審議会等の統廃合等
（4）外郭団体の見直し

（1）国に対する要望事項
（2）農地転用の許可
（3）社会教育施設の設置義務及

（1）國の必置規制と職員配置
（2）農地転用の許可
（3）社会教育施設の設置義務及

（1）機構等の再編整備
（2）当面の主な措置事項
（3）審議会等の統廃合等
（4）外郭団体の見直し

（1）國の必置規制と職員配置
（2）農地転用の許可
（3）社会教育施設の設置義務及

（1）機構等の再編整備
（2）当面の主な措置事項
（3）審議会等の統廃合等
（4）外郭団体の見直し

（1）國の必置規制と職員配置
（2）農地転用の許可
（3）社会教育施設の設置義務及

今後の財政運営

（4）外郭団体の見直し

（4）外郭団体の見直し

（4）外郭団体の見直し

（5）特別会計・企業会計

